平成30年3月14日 学 長 裁 定

(趣旨)

第1 兵庫教育大学(以下「本学」という。)は、学校教育における理論と実践を架橋し、教員養成の高度化を志向する本学の教育と研究の成果を、地域や国内外に広く発信することにより、教育、学術、文化の発展に寄与すると共に、社会に対する説明責任を果たすため、オープンアクセスに関する指針を以下のとおり定めるものとする。

(公開の責務)

- 第2 次の各号に掲げる者(以下「教員等」という。)による本学で生産された学術研究成果を可能な限り、広く無償で公開する。また、学外刊行物に掲載された教員等による学術研究成果についても公開することを推奨する。
 - (1) 役員
 - (2) 教職員
 - (3) 学生

(定義)

第3 本指針において、学術研究成果とは、学内部局、出版社及び学会等が発行した学術雑誌に掲載 された教員等が主著あるいは共著を務めた学術論文等の学術情報を指す。

(公開方法)

第4 学術研究成果の公開は、兵庫教育大学学術情報リポジトリによるものとする。

(適用の例外)

- 第5 著作権等のやむを得ない理由により公開が不適切であるとの申出が教員等からあった場合に は、本学は当該学術研究成果を公開しない。
- 第6 第2項第3号に掲げる者が生産した学術研究成果は,第2項第1号又は第2号に掲げる者と共同で生産した学術研究成果に限るものとする。
- 第7 第5項に規定する申出に対して、罰則は行わないものとする。

(適用の不遡及)

- 第8 本指針施行以前に出版された学術研究成果や、本指針施行以前に本指針と相反する契約を締結 した学術研究成果には、本指針は適用されない。
- 第9 前項の規定に関わらず、教員等が本指針施行以前に出版された学術研究成果の公開を希望する場合には、研究推進委員会委員長(以下「委員長」という。)に申出を行い、委員長が公開を認めた場合には、公開できるものとする。

(リポジトリへの登録)

第10 教員等は、学術研究成果について、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される適切な版 を本学に提供し、原則として図書館職員が公開手続を行うものとする。

(運用)

第11 本指針が適用される学術研究成果のリポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関わる事項は、「兵庫教育大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

第12 本指針に定めるものの他、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。